

# 第六十五回国会 参議院法務委員会會議録第八号

昭和四十六年五月二十四日(月曜日)  
午後四時十九分開会

最高裁判所事務  
総局民事局長 瀬戸 正二君

事務局副

主任委員会専門 二見 次夫君

委員の異動

五月二十日

辞任

中尾 辰義君

補欠選任

二宮 文造君

五月二十四日

辞任

二宮 文造君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長

阿部 憲一君

理事

上田 稔君

鈴木 省吾君

亀田 得治君

中尾 辰義君

委員

赤間 文三君

江藤 智君

久次米健太郎君

剣木 亨弘君

後藤 義隆君

松澤 兼人君

國務大臣

植木庚子郎君

政府委員

法務大臣官房  
法制調査部長 眞家 克巳君

法務省民事局長 川島 一郎君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務  
総局長 吉田 豊君

最高裁判所事務  
総局総務局長 長井 澄君

それでは理事に中尾辰義君を指名いたします。

○委員長(阿部憲一君) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 時間がありませんので二点だけお聞きいたします。

その第一点は、法案提出の経過でございます。御承知のとおり、六十三国会におきまして、裁判所法の一部を改正する法律案、これが国会を通るときに、本院において委員会の附帯決議をつけたことは御承知のとおりです。その第一項には、「今後、司法制度の改正にあたっては、法曹三者の意見を一致させて実施するように努めなければならない。この附帯決議は当時裁判所側に、あるいは法務省側に事前に提示して同意されたものであり、またこの会議の席上でも、正式に法務大臣もこの決議を尊重していくということをお答えになっておるものであります。で、そういう六十三国会の経過にかんがみますと、今回の民事訴訟法等の改正に当たりまして、法案提出の経過において煮詰め方が不十分であったのじゃないか、こういうことを感ずるわけであります。現にこの点について日弁連からも国会に対して要望書が具体的に提出されておる、こういう結果にもなっておるわけであります。まあ全然その三者協議がなかったということも申し上げているのじゃありません。事実関係としては、日弁連と最高裁との協議、また法務省と日弁連との接触のあったことも私も説明は聞いております。しかし、その最後の詰めというところが、きちんとされないまま提案されたというところが、やはり一つの大きなしこりを残したように思うのであります。その点についてどういふふうに現在お考えになっておる

か、最高裁並びに法務省のほうからお答えを願いたいと思つております。

○政府委員(川島一郎君) お答えいたします。

司法制度の改正につきましては、ただいま御指摘の附帯決議もございしますが、この制度の運営にあずかります法曹三者の意見を一致させた上で、実施するように努力すべきものであるということについては申すまでもないところでございます。私ども法務省といたしましても、従来からそのような心がまえをもつて事に処してきたつもりでございます。今回の民事訴訟法等の一部を改正する法律案の国会提出につきましても、裁判所はもちろん、弁護士会とも御連絡をとりまして、その御賛成を得るよう努力いたしましたわけでございまして、その詳しい経過につきましては、亀田先生十分御承知のようでございますので、ここでは申し上げませんが要するに、法案の要綱なり、次いで法案が作成されました際に、そのつど弁護士会のほうにも御連絡いたしましたして、説明、質疑応答などもいたしておるようなわけでございます。まあそのような次第でございますが、私ども法務省といたしましては、十分に御連絡も申し上げましたし、また、日弁連の御了解も得られたというふうに考えて、この法案が閣議決定したのは二月二日でございますが、閣議提出の手続をとつたような次第でございます。

ところが、ただいま先生御指摘のように、その後日本弁護士連合会から要望書というものが提出されております。この要望書によりまして、必ずしも今回の法案に対して全面的には賛成しがたいという意見を含んでおるように思われます。このような結果になりましたのは、われわれとしては十分努力をいたしましたつもりでございますし、また、御了承も得たと考えておつたわけでございまして、弁護士会の内部のことにあまり詳しくなかつ

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十日、中尾辰義君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

また本日、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として中尾辰義君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際補欠選任を行ないたいと存じます。

選任につきましては、先例により委員長にこれを一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

たといったような点もあるかと思ひます。そのために、こういう点で再度当委員会の御心労をわずらわしましたことはたいへん遺憾に存する次第でございます。今後は私どももたいへんいたしまして、さらに慎重な態度をもって事に処するようになりたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 今日この段階に至りますと、六十三国会におきますところの、いわゆる事物管轄の改定に関する法律に付せられた附帯決議の趣旨にかんがみまして、ただいまの御指摘、まことにごもつとも感を深くする次第でございます。ただ、政府の案が一応固まりましてから国会への提出まで一カ月ほどの時間を要しております。私どもとしては、法案の作成、提出に所管省として責任をお持ちの法務省当局が、せつかく了解の取りつけに御努力になっていらつしやいますので、俗なことで申しまして、待ったをかけるのいかがかと存じまして、御審議の過程で御心労をわずらわすことになりまして、たいへん残念に存じております。今後お十分な了解が遂げられまして、再びこのようなことが起こりませんように努力いたしたいと存する次第でございます。よろしく御了承いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 法案の内容について一点だけ聞きます。それはこの決定、命令の署名捺印を記名捺印にするという点について、重要な決定、命令については運用面で十分注意していくというふうな趣旨のことを言われておるわけですが、その点について少し具体的に、どういふふうな運用していくつもりか、御説明してもらいたいのと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 決定、命令と一がいに申ししても、その内容は千差万別でございます。これを一定の形、たとえば仮処分は署名するといふぐあいには一律に決定するのはいかがかと存ぜられるわけでありませぬ。結局、担当裁判官におきまして、事案の内容とこれに関係する当事者の感情、こういうものを考慮しまし

て、あるものについては署名が適当である、あるものについては記名でよろしい、こういうぐあいに振り分ける以外に方法がなからうかと、こう存じておる次第でございます。

○亀田得治君 何かそういうことについて、内部の取り扱ひ上の規定をつくるなり、何かそういうことはお考えなんでしょうか。そこまでは考えないで、ただ裁判官が集まる、そういう機会に、そういう考え方を説明するといふふうな考えをおられるのでしょうか。その辺の扱ひ方をもう少し具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 本法案につきましては、衆議院におきまして、運用上十分注意せよという附帯決議がすでに付されております。この附帯決議の趣旨を裁判所に十分徹底するとともに、会同等におきまして、こういうものについては、従来どおり署名がよいのではないかと、いふようなことを十分に話し合つていきたいと、こう考えておる次第でございます。

○委員長(阿部憲一君) ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿部憲一君) 民法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○亀田得治君 まあ根抵当立法の必要性といふことは、早くから各界から要望されたことでありまして、今回これが提案をされてきたというところは、たいへんけっこうなことだと私も考えております。これはまあ詳しく質問をいたしますと、いろいろ専門的な事項にも多岐にわたるわけでありませぬが、この法案の中で特に重要な点ですね、立案の過程で特に論議になった点、そういう点をかいつまんでひとつ説明してほしいと思ひます。この提案理由の説明なりそういうものは全部拝見しておりますから、立法の過程において特に問題と

なった点、その内容並びに経過ですね、きわめてかいつまんでひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 根抵当の立法過程におきまして問題となりました主要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、根抵当の被担保債権の範囲をどのように定めるかという問題がございました。この問題は、根抵当の根本に関する問題でございます。これをどのように定めるかということによって、根抵当権全体の構成が変わってくるというくらい全体に影響することの大きな問題でございます。したがって、今回の立案にあたりましては、この点に最も議論が集中されたわけでございませぬが、この点につきましては、従来はオーソドックスな見解といたしまして、一定の基本契約、たとえば手形割引契約とか、当座貸し越し契約とか、そういう基本契約が存在しなければ根抵当権を設定することはできない、こういう説がございました。これに対し、戦後いろいろな見解が出てまいりまして、特にそういう基本契約の存在あるいは債権発生の可能性を全く必要としないといふ非常に極端な反対説が出てまいりまして、いわゆる包括根抵当——債権者と債務者の間に生ずる一切の債権を担保する、こういう根抵当権が設定できるといふ、包括根抵当を認めるという見解まで出てきたわけでございませぬ。

そこで、審議の過程におきましては、この包括根抵当を認めるかどうかという点に議論が集中いたしました。これを認めようという有力な見解もございましたけれども、一方において、日本弁護士連合会など有力な団体では、根抵当権者の権利があまりに強大になり過ぎる。半面において根抵当権設定者の利益が害されるのではないかと、いふ御意見がございました。結局この法律案におきましては、その両者の中間的な立場をとることになりまして、三百九十八条ノ二の規定におきまして、その点を規定いたしておりますが、根抵当権を設

定するためには、取引の種類によって債権の範囲を限定すると、こういう立場をとっておるわけでございませぬ。

問題となりました第二点は、回り手形を根抵当権の被担保債権とすることがよいか悪いかという点でございます。この点につきましても、これをぜひ認めてもらいたいという立場と、これを認めるとあまり被担保債権の範囲がルーズになり過ぎるという点で反対する意見とがございました。この点につきまして、この法律案におきましては、結局回り手形は当事者間の特約がある場合に限りこれを認めるという立場をとることになりましたわけでございませぬ。

それから第三には、優先弁済の限度をどのようにすべきかという点の問題になりました。この点につきましては、従来優先弁済の限度の定め方として、元本極度額という定め方と債権極度額という定め方の二通りございましたが、この二本立ての形のまま根抵当立法を行ないますと、非常に法律関係が複雑になるといふことで、委員会では極力一本にしほりたいといふことで、従来どおり二本立てを認めてほしい、という意見も実際界からかなりあったわけでございませぬが、これは立法技術の必要などから、あるいはまた法律関係の簡明化という立場から、債権極度額の定め方一本にしほることになりました。

それから第四には、設定者の保護として、たとえば元本の確定請求であるとか、あるいは極度額の減額請求であるとか、そういう制度を認めたいとございませぬ。これは従来根抵当においては必ずしもそのような請求は認められていなかったものであります。今回の立法におきましては、根抵当権を非常に使いやすい権利として安定した形で認めると同時に、その半面におきまして根抵当権設定者の立場といふものを十分考慮しなければならぬといふところから、このような制度を認めたいわけでございませぬ。

それからそのほかには、根抵当権の処分をめぐ

る法律関係あるいは共同根抵当をめぐる法律関係について、従来からいろいろ解釈上の意見の対立がございました。これらの点について明確にいたしたわけでございます。この点につきましては、技術的な問題でございますので、さして立案の過程において強い反対の意見は見られなかった、このようなこととでございます。

○亀田得治君 主要点について概略御説明いただきましたが、この根抵当のほか、いわゆる譲渡担保とか、代物弁済の仮登記といったようなものがやはり担保制度の一つとして現実にはたくさん使われているわけですね。根抵当の制度についてこれだけきちんと法制化するのであれば、そういう面についても、もう少しきちんと整備すべきではないかというふうなことが取り上げられているのかどうか、おるとしたらどういうふうな内容なのか、そういう点について若干御説明を承っておきたいと思っております。

○政府委員(川島一郎君) 御指摘のとおり、根抵当に並ぶものとしたしまして、譲渡担保あるいは代物弁済の仮登記というふうなものが現在の不動産取引担保の不動産担保としてひんぱんに利用されております。これらの問題につきましても、判例、学説などにおきましても、いろいろ解釈が分かれています。そういう意味で、根抵当と同じように、法律関係を明確にする必要があるのではないかと、こういうことが実際にいわれております。根抵当につきましては、学界の一部で、立法化についての研究会が持たれて、そしてその案などが現に発表されております。こういう情勢から考えまして、譲渡担保あるいは代物弁済などの制度につきましても、その立法化の必要があるかどうかという点について、われわれとしても検討する必要がありますであろうと考えておりまして、今後そういった点について十分検討したいと考えております。ただ、根抵当というのは、これは制限物権でございます。それだけに根抵当と所有権との関係、あるいは根抵当権と他の制限物権との関係、いろいろ対外的な関係において、問題を生ずるこ

とが多いわけでありまして。

ところが、譲渡担保、代物弁済、このような問題につきましては、対外的な問題になるといふよりは、むしろ債権設定者、債務者といった内部関係において問題を生ずるといふことが多いわけでございますので、まあ立法の必要性という点から申しますと、根抵当が非常に強く、譲渡担保、代物弁済につきましては、幾分落ちるのではないかと、そういう違いはございますけれども、最初に申しあげましたように、いろいろ問題が出ておりますので、今後われわれといたしまして、これらの点について十分検討していきたい、かように考えておる次第でございます。

○亀田得治君 もう一点事実関係を聞きますが、年間、根抵当の利用ですね。どの程度あるのか、また、譲渡担保なり代物弁済の仮登記、これがどの程度の数になっておるか、何か調べたものがあるれば説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(川島一郎君) お手元に、「民法の一部を改正する法律案参考資料」というものがございます。これによりまして、昭和四十四年の土地の抵当権の設定の件数、これが、百二十九万九千四百二十五件、それから建物の抵当権の設定の件数が四十三万二千三百九十件、こういうことになっておりまして、まあ両方合わせますと、大体百七十七万件余りの抵当権が一年間に設定されているということになります。ところで、このうち根抵当権がどれくらいあるかということでございますが、それはこの表では区別してございませんので、はっきりしたことは申し上げられないわけでございますが、別の調査によりまして、大体、根抵当権と普通抵当権との設定される割合は、根抵当権が五五〇から六〇〇を占めておる、根抵当権のほらが多いわけでございます。したがって、その比率でいまの数字を概算してみますと、大体一年の間に九十万件から百万件の根抵当権が設定されておる、こういうことにならうかと思っております。

それから代物弁済予約の仮登記でございますが、これはちょっとその資料がございませんので、がいには申し上げられませんが、抵当権が設定される場合には、かなりこれに重複して代物弁済の仮登記というものがなされております。抵当権設定の件数よりは少ないと思っておりますが、やはり相対的な件数の仮登記がなされている、このように想像されるわけでございます。

○委員長(阿部憲一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿部憲一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○亀田得治君 この法律は、実際の裁判所の管轄権に移動はないのですか。

○政府委員(員家克巳君) 今回の法律案におきましては、これによって管轄区域が変更されるという個所は、一カ所もございません。

○亀田得治君 そうすると、単なる名称の変更というわけになるわけですが、これは私ごく自分のよく知っている大阪の地域を見て感じたことなんです。たとえば法律案の三ページですね、終わ

りから四行目に、枚方簡易裁判所のことか書いてあるわけですが、この法案によりまして、別表の「門真市」を「門真市四條畷市」と、こうなるわけですね。この法律が改正されて別表がちゃんと新しくつくられますと、別にそれで不都合はないわけですが、ただその門真市を、門真市と四條畷市に変えるというふうな言い方は、一つの市が二つに割れるというふうな場合に、初めて使われる使用方じゃないかと思っております。だから、改正案としては、やはり別表の「門真市」の次に「四條畷市」を挿入するというふうにはやはりやるべきじゃないかと思っておりますが、その点どうなんですか。

か。佐野簡易裁判所の場合でも、「泉佐野市」となっているのを「泉佐野市泉南市」というふうに変更する。こうなっているのですが、泉佐野市の一部が泉南市になったわけじゃないのでありまして、泉南市の一部が泉南市になったわけですね、事実。だからこの法律の原案は同じなんです。が、改正のしかたとしてはちょっとおかしいんじゃないかと普通のことばに比べて思うのですが、どうなんですか。裁判所というのはいまもいろいろしきたりできているのですか。いままで私こういうことに気がつかなかったのですが、たまたま見たらそういうことを奇異に感じたのでお聞きしているのですが、どうですか。

○政府委員(員家克巳君) 御質問が非常に技術的にわたりますのでお手元に提出いたしました参考資料をごらんいただきたいと思います。ただいま御指摘のとおり改正法律案の条文だけをのらいたたきまして、確かにその内容が市町村の廃置分合の動きに一致しないという感じがいたしたのでござい

ますが、ただ、先生御指摘になりましたように、改正法の条文を本法にはめ込んだものを総合いたしますと、ちょうどこの資料の七ページの枚方簡易裁判所のところでございますが、門真市の次に、一字をあげまして四條畷市が、その下に、一字をあげまして北河内郡と、こう続くことになるわけでございます。なぜこういう形式をとっているかというところでございますが、これは非常に一種の約束事と申しますか、しきたりと申しますか、この法律の別表の改正の仕方として、従来そういう仕方をしてきたわけでございます。原則

は、まず第一に、市がまいるまして、次に郡がくる、そして、あとから市を入れます場合には、その市の最後のところへ入れると、こういうことになるわけでございます。しかも、そういう場合に、間に入るわけでございますが、その場合には、その上にあったものを引き合ひに出して、「甲」を「甲乙」に改めるといふような形式をとって来たわけでございます。門真市の次に、四條畷市を加えるということになりますと、間が一

字あかなくなるという非常に技術的な問題がございます。それなら北河内郡を引き合ひに出して、「北河内郡」を「四條畷市北河内郡」に改める、その間に一字あげばいいではないかというの、確かに言えるわけでございますが、一般にそういう形式をとっておりませんでした。普通の法律の条文におきましても、下のものを引き合ひに出すということはあまりやらないのでございませぬ。それに、まあ本件は、何もそういつたやかましいことを言わないでも、そのほうがプロセスに合ひではないかということも言えるのでございませぬが、改正法を常にそういつた実態の動きに合わせるというようにつとめましても、非常に複雑な配置分合等の場合がございませぬ。方々から集まってきた一つの市になる、町になるというような場合もございませぬし、そのほかいろいろの形態が考えられるわけがございませぬが、そういつた場合には、必ずしもプロセスを忠実に表現するということとは、技術的に非常に困難な場合があるわけがございませぬ。まあ従来からそういつたやり方をとっているわけがございませぬ。しかし、これは何もうでなければならぬという問題ではございませぬ。全く技術的な問題でございませぬ。この点は立法技術の問題でございませぬから、今後、法制局とも相談をいたしまして、なるべくわかりい表現にするとしよう努力を続けたいと思つてございませぬ。

○亀田得治君 従来やってこられたようですが、私も何十年來、たびたびこの種法案を見て、気がつかなくなつたくらいなのですが、しかし、よく考えてみると、ちよつとおかしいんだな。だから、まあ一べん研究してみてください。

○委員長(阿部憲一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 民法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めませぬ。

○委員長(阿部憲一君) 繼續調査要求に関する件についておはかりいたします。檢察及び裁判の運営等に関する調査につきましても、閉会中もお調査を繼續することとし、本件の繼續調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませぬか。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

五月二十日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、出入国管理法案に関する請願(第三三六二号)(第三三六三号)(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三七〇号)(第三三七一号)(第三三七二号)(第三三七三号)(第三三七四号)(第三三七五号)(第三三七六号)(第三三七七号)(第三三七八号)(第三三七九号)(第三三八〇号)(第三三八一号)(第三三八二号)(第三三八三号)(第三三八四号)(第三三八五号)(第三三八六号)(第三三八七号)(第三三八八号)(第三三八九号)(第三三九〇号)(第三三九一号)(第三三九二号)(第三三九三号)(第三三九四号)(第三三九五号)(第三三九六号)(第三三九七号)(第三三九八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四一一号)(第三四一二号)(第三四一三号)(第三四一四号)(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四一九号)(第三四二〇号)

三六号(第四〇三七号)

第三三六二号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区桜川二ノ二五〇一

三 許瓊実外百名

紹介議員 足鹿 覺君

「出入国管理法案」を成立させないよう適切な措置を講ぜられたい。

理由

一、本法案は、在日朝鮮公民の基本的人權と民主主義的民族權利の擁護と祖國の自主的平和統一をめざす活動を抑圧し、不当な調査や検挙、拘禁をし、裁判をうける權利すら奪ひ、大量に強制追放を図ることをそのねらいとしている。

二、日本政府が、本法案を成立させ、在日朝鮮公民に対し、迫害と弾圧を図ろうとする態度は絶対に容認できない。

三、広範にわたる日本国民も、本法案が平和と民主主義を脅かし、日本国民の人權侵害につながるものであるとして、その立法化に強く反対している。

第三三六三号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区本木町一ノ一、一二

二 朴明漢外百三十二名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六四号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都大田区池上六ノ四四〇七

鄭判用外百名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六五号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋五ノ一二

七 文啓守外百名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六六号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区関原二ノ五〇四

申 鉦吉外百名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六七号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ一三

ノ二〇 朴鐘基外百名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六八号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 埼玉県和光市南一ノ二二ノ二

官五外百名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六九号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 埼玉県蕨市中央二ノ二二ノ七

李 丁順外百名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七〇号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都品川区大崎三ノ三ノ三

柄提外百名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七一号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区松江五ノ二六ノ一

四 李成烈外九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七二号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都北区堀船町二ノ一六ノ一

三 権悦子外九十九名

紹介議員 加藤ツヅエ君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七三号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ一〇五一

李東源外九十九名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七四号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都北区岸町一ノ九ノ一六

李 益雨外九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七五号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市本町一ノ二、八三

八 呉公達外九十九名

紹介議員 木村禎八郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七六号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都品川区大崎三ノ三ノ三

柄提外百名

紹介議員 岡 三郎君

請願者 東京都世田谷区鎌田町九七ノ三

白漢基外百名

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

紹介議員 北村 暢君

第三三七七号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西三ノ九ノ二四

姜昇秀外四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七八号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都新宿区神楽坂六ノ二二

曹 童達外九十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七九号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都台東区浅草四ノ二四ノ七

崔貞順外四十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八〇号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋一ノ一四ノ六

朴在辰外九十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八一号 昭和四十六年五月十一日受理

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町

金信雄外九十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三三二号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川二ノ一三ノ一

○ 宋恵子外四十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三三三号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 埼玉県桶川市寿一ノ一〇ノ七 李

成順外九十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三三四号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町一ノ一九

ノ二四 朴健義外九十九名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三三五号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都文京区根津二ノ三三ノ九

李分順外九十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八六号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 横浜市西区藤棚町一ノ一八 朴

圭会外九十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八七号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂町大字額田二、

三五三ノ三 李竜男外九十九名

紹介議員 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八八号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 千葉県木更津市高砂一ノ二ノ一

八 李永銀外九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八九号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市東渡田三五四 宋

匡恵外九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九〇号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川二ノ一六ノ二

呉昌洗外九十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九一号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 群馬県桐生市浜松町二ノ一ノ三

一 崔辰男外九十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九二号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区関原一ノ一一ノ一

○ 鄭静子外九十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九三号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区大山東町二二 安春

化外九十九名

出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町四四ノ

九 金貴順外九十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九四号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町二、八四六

金桃淑外九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九五号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都府中市西府町二ノ三一 丁

珉爰外百六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九六号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区相生町二三 朴明外

九十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九七号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 栃木県大田原市山の手一 尹連任

外九十九名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九八号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区大山東町二二 安春

化外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三九九号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都台東区上野六ノ一一ノ一

金令智外九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三四〇〇号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 栃木県大田原市中央一ノ一三ノ一

一 村上八重子外九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三四〇一号 昭和四十六年五月十二日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区大山西町四一ノ四

樺三鳳外七十四名

紹介議員 野坂 参三君 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三四〇五号 昭和四十六年五月十二日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島三ノ五ノ二

朴梅男外二百九十四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十六年五月十三日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 埼玉県深谷市原郷三〇五 金正子

外四百一名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十六年五月十五日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷二ノ二〇ノ

四 申竜達

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第四〇三六号 昭和四十六年五月十五日受理

出入国管理法反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町五ノ二四ノ二

姜哲夫外二十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第四〇三七号 昭和四十六年五月十五日受理

出入国管理法反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市飯田町二丁目 南景

変外二十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

昭和四十六年六月十二日印刷

昭和四十六年六月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局